

◆総合生活保険(ゴルファー補償)のご案内◆

当該契約(総合生活保険ゴルファー補償)は契約者:関東高等学校ゴルフ連盟、被保険者:ゴルフ連盟に加入している高校・中学校となります。保険の内容については、下記の通りとなります。ご不明な点があれば、下記代理店までご連絡ください。何卒、よろしくお願い致します。

生徒用

加入月	保険料金(円)
4月	2,470
5月	2,270
6月	2,070
7月	1,860
8月	1,640
9月	1,450
10月	1,240
11月	1,030
12月	830
1月	630
2月	410
3月	210

(1)生徒用の保険について

(生徒用保険は、顧問の方も加入することができます)

保険料	: 右表参照
保険期間	: 4月1日より1年間
個人賠償責任	: 1億円
死亡後遺障害	: 1,000万円
入院日額	: 15,000円
通院日額	: 10,000円
携行品	: 10万円(年間通算の上限) 免責金額 5,000円
ホールインワン・アル	: 付帯無し
パトロス費用	

(2)顧問用の保険について

(登録生徒は加入することができません。)

保険料	: 右表参照
保険期間	: 4月1日より1年間
個人賠償責任	: 1億円
死亡後遺障害	: 1,000万円
入院日額	: 15,000円
通院日額	: 10,000円
携行品	: 10万円(年間通算の上限) 免責金額 5,000円
ホールインワン・アル	: 30万円
パトロス費用	

※免責金額は保険事故(保険会社が保険金をお支払いする事故)が起きた際に自己負担していただく金額です。

顧問用

加入月	保険料金(円)
4月	5,770
5月	5,300
6月	4,820
7月	4,340
8月	3,840
9月	3,380
10月	2,890
11月	2,410
12月	1,930
1月	1,460
2月	960
3月	490

(3)主な補償内容について

①第三者に対する賠償責任(個人賠償責任)

- 支払限度額…1億円
- 以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合
・ゴルフの練習、競技または指導中に他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合

②被保険者自身の死亡後遺障害

- 支払限度額…1,000万円
- ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合

③ゴルフ用品の損害(携行品)

- 支払限度額(年間)…10万円 免責金額 5,000円(1事故あたり)
- ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合

- ・ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限る)
- ・ゴルフクラブの破損、曲損

* 自然の消耗、変質は保険の対象外。

※免責金額は保険事故(保険会社が保険金をお支払いする事故)が起きた際に自己負担していただく金額です。

★保険金の支払い対象となる例

- (1)練習場やゴルフ場で打球やクラブが他人に当たり、ケガをさせたとき。
- (2)ゴルフ場の急斜面で転倒したり、他人の打球が当たったりして、自分自身がケガをしたとき。

* 上記は例となります。実際には事故報告に基づいて保険金支払いの有無を判断させていただきます。

★保険金の支払い対象とならない例

- (1)練習場やゴルフ場へ行く途中、自動車事故でケガをしたとき。
- (2)ゴルフボールのみの盗難

* 当該ご案内以外の詳細につきましては、代理店までお問い合わせをお願い致します。

【お問い合わせ先】

【取扱代理店】

〒154-0005 東京都世田谷区三宿1-13-4グランドステージ三宿201

代理店 有限会社 グッド・ウッド

TEL 03-6453-2638

FAX 03-6453-2658

担当者 渡邊 真羽(わたなべ しんご)